I 利用上の注意

- 1 令和4年(2022年)12月26日に総務省及び経済産業省が公表した「令和3年経済センサス-活動調査産業別集計(製造業に関する集計)」を基に北海道が独自に再編加工し再集計しており、国の公表数値と一部相違しています。
- 2 本集計は、製造業について「令和3年経済センサス-活動調査」(以下「3年活動調査」という。)の調査結果のうち、以下の全てに該当する製造事業所(以下「事業所」という。)について、北海道分を集計したものです。
 - ・個人経営を除く事業所であること
 - ・従業者4人以上の事業所であること
 - ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
 - ・製造品目別に出荷額が得られた事業所であること
- 3 令和4年5月31日に総務省及び経済産業省が公表した「令和3年経済センサス-活動調査(速報)」及び令和4年6月30日に北海道が公表した「令和3年経済センサス-活動調査(速報)北海道の概要」の製造業の結果とは異なっています。また、本集計は確報結果である点にも注意が必要です。
- 4 調査結果のうち、事業所数及び従業者数については、令和3年6月1日現在の数値、経理項目(製造品出荷額等、付加価値額)については、令和2年における1年間(1月~12月)の数値です。
- 5 従業者数、付加価値額の項目は、工業統計調査(以下「工業統計」という。)の集計における定義に合わせた形で再集計しています。(詳細は「用語の解説」を参照)なお、速報結果の純付加価値額は企業等に関する集計であるため、事業所に関する集計結果である本確報の結果とは異なっています。
- 6 3年活動調査においては、個人経営を含まない集計結果であることから、令和2年に実施した工業統計と 単純比較ができないことに留意が必要です。
- 7 「経済センサス 活動調査」のうち、産業別集計(製造業)においては、個人経営を除く全ての事業所を 調査対象として集計していますが、工業統計については、国に属する事業所以外の従業者4人以上の全ての 事業所を調査対象として集計していることから、接続しない年があることに留意が必要です。
- 8 製造品出荷額等の経理事項については、原則消費税込みで把握していますが、一部の消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン(平成27年5月19日各府省統計主管課長等会議申合せ)」に基づき、消費税込みに補正した上で結果表として集計しています。
- 9 数値については、単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳の計が一致しない場合があります。 なお、比率は小数第2位を四捨五入しています。

また、記号の用法は次のとおりです。

- 「0」 … 表示単位に満たないもの
- ・「一」 … 該当数値がないもの及び分母が 0 等のため計算できないもの
- 「▲」 … マイナスの数値
- ・「+」 … (本文中) プラスの数値

- ・「χ」 … 集計対象となる事業所が1又は2であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に該当数値を秘匿した箇所です。また、事業所数が3以上の場合であっても、他の数値からの計算等によって秘匿の数値が判明する箇所は、併せて秘匿としています。
- 10 従業上の地位のうち雇用者の内訳について、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン (平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ)」に基づき、「正社員、正職員」、「正社員、正職員 以外」から「無期雇用者」、「有期雇用者(1か月以上)」の区分に変更を行っています。このため、雇用者 の内訳については、時系列比較を行うことはできません。
- 11 調査対象事業所は、「国税庁法人番号公表サイト」情報から、過去の調査では捉えていない外観からの確認では把握が困難な事業所を加えた調査名簿を基に調査を行っています。このため、従来の活動調査よりも幅広に事業所を捉えており、単純には比較ができないことから、集計結果の時系列比較を行う際は、留意が必要です。
- 12 活動調査における「在庫額」については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)に従って税込み補正処理の対象外になっており、3 年活動調査でもガイドラインを踏襲しています。一方、工業統計では、連続性の観点から、「在庫額」について従前より他の記入項目同様に税込み補正処理をしています。なお、従来の調査結果は、当時の消費税率であり、現行の税率(10%)と異なることから、時系列比較を行う際は留意が必要です。

13 産業分類

(1) 集計に用いた産業分類は、原則として日本標準産業分類に準拠しています。例外については次のとおりです。

統計表	日本標準産業分類
1421 洋紙・機械すき和紙製造業	1421 洋紙製造業
(※1421 洋紙製造業、1423 機械すき和紙製造業を統合)	1423 機械すき和紙製造業

(2) 「中分類 18 プラスチック製造業(別掲を除く)」の別掲については、次のとおりです。

製 造 品 名	分類	製 造 品 名	分類
家具・装備品	13	がん具、運動用具	325
プラスチック製版	1521	ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品	326
写真フィルム(乾板を含む)	1695	漆器	3271
手 袋	2051	畳	3282
耐火物	215	うちわ・扇子・ちょうちん	3283
と石	2179	ほうき・ブラシ	3284
模造真珠	2199	喫煙用具(貴金属・宝石製を除く)	3285
歯車	2531	洋傘・和傘・同部分品	3289
目盛りのついた三角定規	2739	魔法瓶	3289
注射筒	2741	看板・標識機	3292
義歯	2744	パレット	3293
装身具・装飾品・ボタン・同関連品(貴金属・宝石製を除く)	322	モデル・模型	3294
かつら	3229	工業用模型	3295
時計側	3231	レコード	3296
楽 器	324	眼 鏡	3297

- 14 事業所を産業別に集計するための産業の決定方法は、次のとおりです。
 - (1) 一般的な方法

ア 製造品が単品のみの事業所については、品目6桁番号の上4桁で産業細分類を決定します。

イ 製造品が複数の品目にわたる事業所の場合は、まず、上2桁の番号(中分類)を同じくする品目の製造品出荷額等をそれぞれ合計し、その額の最も大きいもので2桁番号を決定します。次に、その決定された2桁の番号のうち、前記と同様な方法で3桁番号(小分類)、さらに4桁番号(細分類)を決定し、最終的な産業格付けとしています。

(2) 特殊な方法

上記の方法以外に、原材料、作業工程、機械設備等により、産業を決定しているものがあります。具体的には、「中分類 22 鉄鋼業」に属する「高炉による製鉄業」、「製鋼・製鋼圧延業」、「熱間圧延業(鋼管,伸鉄を除く)」、「冷間圧延業(鋼管,伸鉄を除く)」、「冷間ロール成型形鋼製造業」、「鋼管製造業」、「伸鉄業」、「磨棒鋼製造業」、「引抜鋼管製造業」、「伸線業」及び「その他の製鋼を行わない鋼材製造業(表面処理鋼材を除く)」の 11 産業です。

Ⅱ 用語の解説

1 事業所

事業所とは、調査日(令和3年6月1日(以下同じ。)) 現在において、経済活動が行われている場所ごとの 単位で、原則として次の要件を備えているものをいいます。

- (1) 一定の場所(1区画)を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- (2) 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

2 従業者

調査日現在で、当該事業所で働いている人をいいます。したがって、他の会社などの別経営の事業所から 出向又は派遣されている人(受入者)は従業者に含まれます。一方、当該事業所から他の会社などの別経営 の事業所へ出向又は派遣している人(送出者)、臨時雇用者(有期雇用者(1か月未満、日々雇用))は従業 者に含まれません。

(1) 常用労働者

「有給役員」、「無期雇用者」、「有期雇用者(1か月以上)」及び「出向・派遣受入者」に分けられます。

(2) 有給役員

法人の取締役、理事など(常勤、非常勤は問わない。)で、役員報酬を得ている人をいいます。他の 法人の役員を兼ねている場合であっても、この法人が役員報酬を支給している場合は、この法人の有給 役員に該当します。

(3) 常用雇用者

「無期雇用者」及び「有期雇用者(1か月以上)」に分けられます。

(4) 無期雇用者

常用雇用者のうち、雇用契約期間を定めずに雇用されている人(定年まで雇用される場合を含む。)をいいます。

(5) 有期雇用者(1か月以上)

有期雇用者のうち、1か月以上の期間を定めて雇用されている人をいいます。

(6) 臨時雇用者(有期雇用者(1か月未満、日々雇用)) 有期雇用者のうち、1か月未満の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいいます。

(7) 送出者

有給役員、常用雇用者、臨時雇用者に該当する人のうち、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)(以下「労働者派遣法」という。)でいう派遣労働者のほかに、在籍出向など当該事業所に籍を置いたまま、他の会社など別経営の事業所で働いている人をいいます。

(8) 出向・派遣受入者

労働者派遣法でいう派遣労働者、在籍出向など別経営である出向元に籍がありながら当該事業所に来て働いている人をいいます。

3 現金給与総額

令和2年1月から令和2年12月までの1年間に支払われた「常用雇用者及び有給役員に対する基本給、 諸手当と特別に支払われた給与(期末賞与等)の額」、「常用雇用者及び有給役員に対する退職金又は解雇 予告手当、出向受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与、送出者に対する負担額など」及び「派遣 受入者に係る人材派遣会社への支払額」の合計をいいます。

4 原材料使用額等

原材料使用額等は、令和2年1年間(1月~12月)における次の(1)~(6)の合計をいいます。

(1) 原材料使用額

主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品など、実際に製造等に使用した総使用額をいいます。また、下請工場などに原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含まれます。

(2) 燃料使用額

生産段階で使用した燃料費、貨物運搬用及び暖房用の燃料費、自家発電用の燃料費などをいいます。

(3) 電力使用額

照明や空調に利用されたものや購入した電力の使用額をいい、自家発電は含みません。

(4) 委託生産費

原材料又は中間製品を他企業の国内事業所に支給して製造又は加工を委託した場合、これに支払った 加工賃及び支払うべき加工賃をいい、原材料等を支給しないで、他の事業所に製造を依頼した注文製造 品の売買代金は含みません。

(5) 製造等に関連する外注費

生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品に組み込まれるソフトウェアの開発など、事業所収入に直接関連する外注費用をいい、派遣、委託生産費などの外注費は含みません。

(6) 転売した商品の仕入額

1年間のうちに実際に売り上げた転売品(他から仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの)に 対応する仕入額をいい、在庫品は含みません。

5 製造品出荷額等

令和2年1年間(1月~12月)における製造品出荷額、加工賃収入額、くず廃物の出荷額及びその他収入額の合計で、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税を含んだ額です。

(1) 製造品出荷額

当該事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの(原材料を他企業の国内事業所に支給して製造させたものを含む。)を、1年間のうちに当該事業所から出荷した場合の工場出荷額をいいます。また、次のものも製造品出荷に含まれます。ただし、仕入れて又は受け入れてそのまま販売するもの(転売品)は含みません。

ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの

イ 自家使用されたもの(当該事業所において最終製品として使用されたもの)

ウ 委託販売に出したもの(販売済みでないものを含み、令和2年中に返品されたものを除く。)

(2) 加工賃収入額

1年間のうちに他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいいます。

(3) その他収入額

上記(1)、(2)及びくず廃物の出荷額以外で、例えば「転売収入」、「修理料収入」、「冷蔵保管料」及び「自家発電の余剰電力の販売収入」等の収入額をいいます。

(4) 令和2年1年間(1月~12月)における下記算式により算出しています。

ア 製造品出荷額等 = 製造品出荷額 + 加工賃収入額 + 製造過程から出たくず及び廃物の出荷額 + 製造業以外の収入額

イ 1事業所当たりの製造品出荷額等 =

{ 製造品出荷額等 − (推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税(*1) + 推計消費税額(*2)) } ÷ 事業所数

ウ 従業者1人当たりの製造品出荷額等 =

{ 製造品出荷額等 − (推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税(*1) + 推計消費税額(*2)) } ÷ 従業者数

6 付加価値額(粗付加価値額)

令和2年1年間(1月~12月)における下記算式により算出しています。

(1) 従業者 30 人以上の事業所

付加価値額 = 製造品出荷額等 + (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額)

- + (半製品及び仕掛品年末価額 半製品及び仕掛品年初価額)
- (推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税(*1)
- + 推計消費税額(*2)) 原材料使用額等 減価償却額
- (2) 従業者 29 人以下の事業所

粗付加価値額 = 製造品出荷額等 - (推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税(*1)

- + 推計消費税額(*2)) 原材料使用額等
- (3) 1事業所当たりの付加価値額 = 付加価値額 ÷ 事業所数
- (4) 従業者1人当たりの付加価値額 = 付加価値額 ÷ 従業者数
 - *1 平成29年工業統計より「酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額」の調査を廃止したため、「推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税」は、出荷数量等から推計したものです。
 - *2 推計消費税額は、平成13年工業統計より消費税額の調査を廃止したため推計したもので、推計消費税額の算出にあたっては、直接輸出分、原材料、設備投資を除いています。
- 7 製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料の在庫額(従業員 10 人以上の事業所(一部を除く(*))) 製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料の在庫額は、事業所の所有に属するものを帳簿価額によって 記入したものであり、原材料を他企業に支給して製造される委託生産品を含み、仕入れて又は受け入れてそ のまま販売するもの(転売品)は含みません。
 - *: 原材料及び燃料の在庫額は従業者30人以上の事業所
- **8 生産額**(従業者 10 人以上の事業所)

令和2年1年間(1月~12月)における下記算式により算出しています。

生産額 = 製造品出荷額 + 加工賃収入額 + (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額) + (半製品及び仕掛品年末価額 - 半製品及び仕掛品年初価額)

9 有形固定資産額(従業員 10 人以上の事業所(一部を除く(*)))

令和2年1年間(1月~12月)における数値で、帳簿価額によります。

- *: 有形固定資産額の内訳である「イ 建物及び構築物」、「ウ 機械及び装置」、「エ その他」は従業者 30 人以上の事業所
- (1) 有形固定資産額の取得額等には、次の区分があります。

ア土地

- イ 建物及び構築物(土木設備、建物附属設備を含む。)
- ウ機械及び装置(附属設備を含む。)
- エ その他(船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具、備品等)
- (2) 建設仮勘定の増加額及び減少額

増加額とは、この勘定の借方に加えられた額をいい、減少額とは、この勘定から他の勘定に振り替えられた額をいいます。

(3) 有形固定資産の除却・売却による減少額

有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡しなどの額をいいます。

(4) 減価償却額

減価償却費として有形固定資産勘定から控除した額、減価償却累計額に当期分として新たに引き当てられた額をいいます。

- (5) 有形固定資産額の算式は以下のとおりです。
 - ア 年末現在高 = 年初現在高 + 取得額 除却・売却による減少額 減価償却額
 - イ 建設仮勘定の年間増減 = 増加額 減少額
 - ウ 投資総額 = 取得額 + 建設仮勘定の年間増減

10 事業所敷地面積

事業所敷地面積は、令和3年6月1日現在において、事業所が使用(賃借を含む)している敷地の全面積をいいます。ただし、鉱区、住宅、グラウンド、倉庫、その他福利厚生施設などに使用している敷地については、生産設備などのある敷地と道路(公道)、塀、柵などにより明確に区別される場合又はこれらの敷地の面積が何らかの方法で区別できる場合は除外します。なお、事業所の隣接地にある拡張予定地を事業所が占有している場合は含まれます。

11 水源別用水量

事業所内で生産のために使用される用水(従業者の飲料水、雑用水を含む。)をいい、1日当たり用水量とは、令和2年1年間(1月~12月)に使用した工業用水の総量を令和2年の操業日数で割ったものです。

(1) 淡水

ア 公共水道は、都道府県又は市区町村によって経営されている工業用水道又は上水道から取水した水を いいます。

- ・ 工業用水道とは、飲用に適さない工業用水を供給するもの
- ・ 上水道とは、一般の水道のことで、飲用に適する水を供給するもの
- イ 井戸水は、浅井戸、深井戸又は湧水から取水した水をいいます。
- ウ その他の淡水は、「公共水道」、「井戸水」、「回収水」以外の淡水をいいます。例えば、河川、湖沼又は貯水池から取水した水(地表水)、河川敷及び旧河川敷内において集水埋きょによって取水した水 (伏流水)、農業用水路から取水した水、他の事業所から供給を受けた水などです。
- エ 回収水は、事業所内で一度使用した水のうち、循環して使用する水をいいますが、回収装置(冷却 塔、戻水池、沈でん池、循環装置等)を通すかどうかは問いません。

(2) 海水

海水及び河川のうち常時潮の影響を受けている部分から取水した水をいいます。